

問う 2 つの裁判報告(14)

① 東京大学による名誉棄損・憲法違反事件

第6回口頭弁論(10月19日)で、原告は準備書面(3)を提出した。

その内容は、第一、本件の本質は憲法第23条(学問の自由)違反、第二、被告準備書面に反論する、第三、本件違法行為の動機について、である。

第一において、本件事件は東京大学による憲法第23条(学問の自由)および第21条(表現の自由)に違反する事件である。また民法第709条による名誉棄損であって、さらに国立大学法人法第22条(業務の範囲)に違反し、国家賠償法による責任もある、と述べた。

裁判長から、憲法には処分規定がない。この憲法違反という原告の主張はこの名誉毀損に重要な関係があるということか、との質問があり、その通りです、と答えた。

憲法第23条は、①真実研究の自由、②研究成果発表の自由、③教授(教育)の自由、大学の自治で構成される。この憲法第23条を主題として争った事件はこれまで東大ポポロ事件がある。これは③を対象にするものであった。

今回の東京大学事件は①を争う事件で、別件の気象学会事件は最高裁で②を争うことになる。どちらも、新憲法成立以後、最初の事件となる可能性が高い。

第二においては、被告東京大学は、これまで東京大学発行の『地球温暖化懐疑論批判』で原告らに貼り付けた9項目の特徴は名誉棄損ではないと主張し、この9項目について何も主張してこなかったが、被告準備書面(3)では「この9項目は真実である」と弁明した。

しかし、東京大学は準国家機関であって憲法第21条の表現の自由を享有しないから、この弁明は無意味である。しかし、この9項目のうちひとつでも真実でなければ、名誉棄損はより一層悪質であるという立場で、この弁明に反論した。

第三においては、このような違反や不正を科学者がするのは、「温暖化対策」の根幹をなす「人為的C O₂温暖化説」が揺らいできたからである、と述べた。

第7回口頭弁論、10年12月7日(火)10時分、東京地裁411号法廷

添付資料 原告準備書面(3)

② 気象学会による論文発表妨害事件

10月28日、最高裁判所に、東京高裁判決では憲法第23条に違反するという上告理由書と民事訴訟法第318条1項による重要な法令違反という上告受理申立理由書を提出した。

この事件は、気象学会誌『大気』に、人為的C O₂温暖化説を否定する論文を掲載しなかったものであるが、東京高裁は編集委員会の「考え方と指針」に法的拘束力がないとして編集委員会の自由裁量を容認した。しかし、その結果は、憲法第23条によって保障される研究成果の発表の自由が侵害されることになる。そしてこの憲法第23条の侵害が為されないようにするためにこの「考え方と指針」が存在し、そこには論文掲載の必要条件4項目が記載されている。これに法的義務がないとする高裁の判断は間違っている。

これらの理由書の提出により、本格的な最高裁における裁判が始まる。

添付資料 上告理由書、上告受理申立理由書